

一関市内の事業所での就業を考えインターンシップを行った学生に

交通費や宿泊費の一部を助成します！

○対象者（申請者）

大学等（学校教育法に定める大学・短期大学・高等専門学校・専修学校や、職業能力開発促進法に定める大学校・短期大学校など）に在籍する学生

○対象経費・助成額

一関市内の事業所でインターンシップに参加するために必要な経費のうち、次のものです。
なお、助成額は1年度につき 2万円 を限度とします。

1 交通費

居住地から（宿泊する場合は宿泊先を経由し、）インターンシップ先の市内企業まで往復するために必要な公共交通機関を利用した経費。

ただし、タクシー利用は市内移動分のみを対象とし、1万円を限度とします。

2 宿泊費

市外に居住する大学生等がインターンシップに参加するために市内宿泊施設を利用した経費。

ただし、1泊3千円を限度とします。

○申請手続き

1 申請者は、インターンシップ終了後、30日以内又は当該年度の3月29日のいずれか早い日までに次の書類を、一関市役所工業労政課へ提出してください。

・一関市インターンシップ促進助成金交付申請書(様式第1号)※ 申請者が記載

・インターンシップ実施証明書(様式第2号) ※ インターンシップ先の企業が記載

※添付書類

① 学生証または在学証明書の写し

② 旅費及び宿泊費に係る経費を明らかにする書類の写し

⇒ 利用した交通機関の領収書または切符、宿泊先ホテルの領収書など経費支出を証明する書類の写し

2 市から申請者に対して「交付決定通知書」を送付します。

3 申請者は、交付決定通知書と併せて送付する「一関市インターンシップ促進助成金請求書」に必要事項を記入し、市に提出してください。市から申請者が指定する本人名義の金融機関の口座へ助成金を振り込みます。

○その他

・企業やその他の団体等からインターンシップに関する補助を受ける場合は、その補助の額を差し引いた経費が対象となります。

・裏面のインターンシップ促進助成金Q&Aをご参照ください。

・申請書類は、次の方法で配布します。

① 一関市役所工業労政課および各支所産業建設課で直接配布。

② 工業労政課のホームページからダウンロード（検索「一関で働こう！」）。

・ご不明な点がございましたら下記までご連絡願います。

申請書用紙などの詳細は、こちらをご覧ください。



○お問い合わせ先・申請先

一関市商工労働部工業労政課労政係（一関市役所5F）

〒021-8501 一関市竹山町7番2号

Tel : 0191-21-8461 Fax : 0191-31-3037

e-mail : rodoseisaku@city.ichinoseki.iwate.jp

インターンシップ促進助成金 よくある質問 (Q&A)

項目	質問事項	回答内容
対象	行政機関が実施するインターンシップに参加する場合は対象になりますか。	対象になりません。
	私立学校での教育実習は対象になりますか。	資格や免許を取得するために必要な実習及び内定後の研修は対象外としています。教育実習は、教育職員免許状の授与を受けるために修得が必要な科目であり、就業体験を目的としたインターンシップとは異なることから、対象になりません。
対象 経費	補助対象経費となるものを具体的に教えてください。	鉄道、航空機、船舶、バスの料金及び市内移動に使用したタクシー料金や、市外居住の方が市内宿泊施設に宿泊した場合の料金が対象となります。なお、宿泊施設での食事料金は宿泊プランとセットになっている場合のみ対象となります。 (タクシー料金は10,000円限度、宿泊費は3,000円/1泊限度)
	居住地から市内にある実家に一旦移動し、そこから市内事業所のインターンシップに参加した場合の交通費は対象になりますか。	対象になります。ただし、助成金の対象となるのは、インターンシップ参加期間(前後の移動日含む)における交通費で、実家への移動がインターンシップの参加を目的としたものである必要があります。
	タクシーの利用は補助対象として認められますか。	市内移動に利用したもののみ対象となります。なお、インターンシップ参加期間(前後の移動日含む)において、10,000円が上限となります。また、タクシーを利用した経費を明らかにする領収書などの提出が必要です。
	実家で宿泊し、複数の事業所のインターンシップに参加しました。実家とそれぞれの事業所を往復した際の交通費は対象になりますか。	対象となります。ただし、実家への移動及び実家と事業所との往復がインターンシップの参加を目的としたものである必要があります。
	食費は対象となりますか。	宿泊施設を利用する場合で、宿泊プランとセットになっている場合のみ対象となります。
	宿泊施設を利用した場合、市内居住の学生も対象になりますか。	対象になりません。市外に居住する学生が対象となります。
提出 書類	経費(交通費・宿泊費)の領収書を紛失してしまいましたが、申請できますか。	支出した金額を証明できない場合は、助成金を受けることができませんので、領収書等は申請時まで大切に保管して下さい。申請の際には、支出した経費に係る領収書や切符等の写しなど支払いを証明できるものを添付していただく必要があります。(申請に係る書類は申請者に返却しません)。
	交通費や宿泊費を支払ったことを証明できる書類とは、どんな書類が認められますか。	以下の書類は、証明書類となります。 <ul style="list-style-type: none"> ・切符を購入した際の領収書、クレジットカードの明細 ・宿泊費を支払った際の領収書、クレジットカードの明細 ・切符の写し(使用した切符を撮影した写真でも可) ・ICカード(Suica、Pasmoなど)の利用履歴を印刷したもの ・その他、移動に要した費用及び移動経路が分かるもの ※ バスを利用する場合はお問い合わせください。